

市民オンブズマンわかやま

ニュース NO91

発行責任者 畑中 正好

発行日 2012年5月14日

連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内

TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767

http://www.naxnet.or.jp/~wa_obz/ Eメール wa_obz@naxnet.or.jp

昨春の県議選 濱口議員の選挙カーレンタル料金

過大分の返還求め住民監査請求

県から上限額を受領

8万3700円は過大と指摘

かねてより調査中であった濱口太史県議の選挙カー公費負担金について、公費負担外経費を加算した過大請求であることの確証を得たことから、4月17日、知事に8万3700円の返還請求するよう勧告を求める住民監査請求を県監査委員に請求しました。

選挙費用公費負担金について、「節約率」ランキングに引き続いて、調査を続行していました。新宮市選挙区選出の濱口太史議員の選挙カー公費負担金が、過大請求されていたこと、の確証を得たことから、4月17日、知事に、過大分8万3700円の返還請求をするよう求める住民監査請求を行いました。

選挙費用公費負担金について、「節約率」ランキングに引き続いて、調査を続行していました。新宮市選挙区選出の濱口太史議員の選挙カー公費負担金が、過大請求されていたこと、の確証を得たことから、4月17日、知事に、過大分8万3700円の返還請求をするよう求める住民監査請求を行いました。

また、同車種を日産レンタカーでレンタルすると計7万7175円という料金でした。この価格と比較しても異常に高額であり調査中でした。そうしたおり、下原自動車は、マスコミ取材に、同自動車を一般的に1日6000円前後で貸しているといいました。6000円の9日分は5万4000円です。そこで、13万7

700円との差額の8万3700円が過大であるとして返還を求めたものです。濱口議員は、下原自動車と過大請求を通謀して行ったとして連帯して返還する責任があるとし

ました。



濱口県議 選挙カーレンタル代過大請求

懲りない水増し まだやっていたとは！

阪谷 久々に住民監査 井上 今回の住民監査

請求をしましたね。

井上 昨年7月以来で

すよ。

迫間 あまりない方が。

阪谷 そりゃー、ない

方がよいに決まっています
が、ムリでしょうね。なくなるの
は。

井上 今回の住民監査

請求は、濱口県議の

選挙カーの水増し請

求を追究するもので

した。

阪谷 まだ、やってい

る人がいたとは。4
年前の選挙の分でも、
随分、問題になった
のに。

畑中 ええ、懲りない

人達ですよ。

井上 怪しいと知らん

だ一人だった。濱口

議員は。

阪谷 でしたね。先に

行った「落札率」の
調査をしている段階
から、追加調査の対
象にしていましてか

ら。

迫間 対象のした人は

他にもありました。

畑中 とりあえず、不

正請求が明らかにな

ったこの件を追及す

ることにしたのです

よ。

スピーカー

設置費等を

上乘せ

阪谷 監査請求によれ

ば、スピーカーの設
置や事前の車両整備
の費用」を上乗せし
ていたとの報道があ

りました。

畑中 業者がそう言っ

ているようです。

阪谷 スピーカーの設

置費は、公費負担の

対象外だった、です

ね。

畑中 そうです。だか

ら、不正請求である

ことが明らかと見え

られるのです。

井上 監査請求書には、

畑中さんが直接、業

者に電話して聴き取

ったことについては

触れていませんね。

畑中 そうです。私が

直接電話を掛けたこ

とについては、触れ

ていません。しかし、

マスコミ報道される

前に、業者に電話を

して、一般的に貸し

出している料金を把

握していました。

私達の電話には

日4000円

と消費税と説明

迫間 それはいつのこ

とですか。具体的に。

畑中 電話した日は3

月23日です。

井上 たしか、その時

の内容は、1日40

00円に消費税を加

えた金額であり、そ

の日数分という料金
だったという話を畑
中さんから伺いまし
た。

畑中 そうです。私が

業者から直接聞いた

料金は、そうでした。

阪谷 それ以外にも話

はされたのでしょうか。

畑中 ええ、まず、車

のレンタルをしてい

るか否かを尋ねまし

た。また、日産ウイ

ングロード（濱口議

員が借りた車種）を

借りられるかとも尋

ね、4、5日借りた

場合の料金を尋ねま

した。

井上 なるほど。レン

タカーを有償で貸す

ことのできる許可業

者であることは事前

に分かっていました

ね。

畑中 分かっています

たが、確認の意味で、

その時の返事では、



第16回定期総会を開催

「秘密保全法」を語る 芝野弁護士

日産ウインググロードは用意できませんということでした。

迫間 それは、濱口議員に貸した車があるか否かの確認ですね。畑中 そうです。料金については、その電話は男性が対応してくれたのですが、そばにいた人に確認をとり、料金は1日4000円に消費税を加えた価格と、はつきりと答えました。

迫間 そのような経緯もあつたのですか。畑中 不正請求が十分疑われましたからね。井上 それにしても、随分料金が違いますね。

畑中 ですね。その後、マスコミ記者の取材に、業者は、6000円前後と説明されたようです。阪谷 いずれにしても、公費請求書にある1日1万5300円は高額に過ぎると。

畑中 はい。監査請求は、マスコミ報道を前提にしています。それは、公費負担が認められないレンタル料金以外の費用が上乗せしていたことを認めていますので、そちらを前提にしたのです。水増しが明らかですから。

井上 なるほど。金額はともかく、返還は実現しそうですね。

4月25日に定期総会を開催

阪谷 話題変えますが、当会の第16回総会を行います。

畑中 1年に1回の定期総会ですが、無事に。迫間 4月25日に

たね。私は、不幸ごとがあつて失礼しましたが。

畑中 議事に先立つて芝野友樹弁護士から「秘密保全法」の危険性についての話がありました。

オンブズ活動 封じかねない秘密保全法

阪谷 秘密保全法は、大変に危険ですよ。情報公開法を無にされかねません。これは、オンブズマン活動を封じることにつながることも懸念されると思います。

畑中 そうですね、秘密保全法で「特別秘密」とされた場合、情報公開法の対象から外れて「不存在」

となつてしまいます。阪谷 と言うことは、これまで、「不開示」で隠そうとするのを裁判で争つて開示させることもできた。それができないと。

畑中 そうです。あるかないかも秘密ですから。

井上 その秘密を漏洩すると、最長で10年の懲役だと説明されてきました。

畑中 「特別秘密」にして、誰に対して、秘密にするのかを、まず考えてみるとよく分かります。

迫間 国民に対して、ですね。行政機関が作成あるいは入手した情報だから。

井上 それはおかしいのじゃない。主権者は国民ですよ。国民に秘密にするようなことはあつてはなら

ない。畑中 おっしゃるとおり、国民主権に逆行しますよね。

阪谷 政府や行政はウソをつきますから。迫間 隠して国民を欺く、時の権力者が考えそうなことと違いますか。

井上 秘密は、国の安全、外交、公共の安全及び秩序の維持が対象になると説明がありました。の公共の安全及び秩序の維持があいまいで幅が広いのでは。阪谷 そのようなくくりは、どうにでも



高級ワインの購入費も 「特別秘密」に

伸縮しそうに思えます。指定する人の考えで。それに、「特別秘密」にされると、それが正しい指定か否かを国民が検証できないうのでしよう。

井上 そうすると、結局、見せたくないものを隠し秘密にされるおそれは十分にありまますね。

畑中 現在でも、高級ワインを購入したことを示す領収証が、「公にすることによる、国の安全が害されるおそれがある」あるいは、「国際機関との交渉上不利を被るおそれがある」などといっているのですから。

井上 とすると、その法律ができるまで、そのワインの購入費も「特別秘密」とされますね。

畑中 そうされると、みて間違いないでしょう。

内部告発者

処罰の対象

迫間 漏洩すると処罰されるといふことですが、言い換えれば、内部告発するところが処罰の対象になると。

井上 内部告発者を守ることにこそ重要なことに。畑中 そう思います。

それに、当会にも通報がよくあります。その人に、告発して下さい、などとよく言います。そのようなことを言うとき、秘密を漏らす気にさせる（教唆）ことも、聞き出したことを公にすることも処罰の対象になるのです。

井上 畑中さんも危ない訳ですか。

畑中 というより、おおよそ内部告発者が居なくなるのでは。

迫間 マスコミ関係者も、危険ですね。取材報道できなくなるおそれを感じます。

畑中 おおよそ危険のない発表記事のみになりかねませんね。

阪谷 他には、どのようなことが報告されたのですか。

井上 政調費を追及する裁判が2件になつ

たことや、選挙運動道費用として負担された公費の節約が4年前より進んだことなどが報告されました。

畑中 そうです。昨年の追及の主な活動がその2点にありました。

阪谷 新たに提訴した2006年度の政調費裁判は、13議員を対象にすべての項目を対象にし一人あたり288万円の計3744万円の返還を求めているという報告でした。

井上 公費負担された選挙運動費用の「節約率」ランキングが4年前に引き続いて行い、節約がすすんで監視活動が功を奏したことを強調されていきました。

畑中 今年もみなさん

に御協力をいただきながら、楽しく活動していきたいと考えますので、みなさんよろしく願います。



新年度 会費 納入のお願い

新年度になりましたので、会費のご請求をさせていただきます。

会費は1口2500円ですが、できる限り複数口のご送金のご協力をお願いします。

ご送金は、下記の銀行口座か、前号に同封させていただいた郵便振替にてお送り下さい。

なお、領収書の発行を省かせていただいておりますので、ご送金された控えをご保管下さい。領収証の必要な方はお手数かけますが事務局までご連絡下さい。

《ご送金先》

きのくに信用金庫本店
普通預金 0419585
名義 市民オンブズマンわかやま
事務局長 じむきょくちょう はたなかまさよし 畑中正好

郵便局
加入者名
市民オンブズマンわかやま
口座番号
00990 - 7 - 11007

個人会員募集

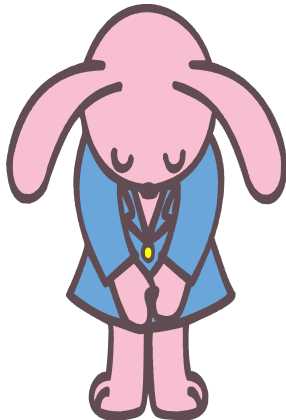
みなさん。当会は、地方行政の税の不正、不当な行為を監視し、不正があれば是正することを目的として諸活動に取り組んでいます。

是非、当会の趣旨、目的にご賛同賜りご加入下さることをお願い致します。

会費 年会費一口2500円
入会の手続き

事務局(畑中)あてまで
ご連絡ください。

0731-4331-2241



当面の予定

- 5月14日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
- 5月16日 AM 11:00 ~
濱口議員選挙カー住民監査請求意見
陳述
- 5月23日 PM 6:00 ~
第2回全員会議
- 6月12日 AM 11:00 ~
県議政務調査費違法支出金返還
請求住民訴訟の裁判(2件目)
- 6月25日 PM 4:00 ~
編集会議
- 7月17日 PM 6:00 ~
発送日
- 7月25日 PM 6:00 ~
第2回全員会議



次回会員会議のご案内

日 時 5月23日(水)午後6時 ~
場 所 和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい